

基労補発 0127 第 1 号
平成 24 年 1 月 27 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補 償 課 長

労災診療費等審査点検業務における疑義付箋添付件数等の報告について

労災診療費審査体制等充実強化対策事業の廃止後における標記報告については、「労災診療費審査体制等充実強化対策事業の廃止に伴う留意事項（長期療養者に係る療養経過一覧表作成、労災診療費に係る情報提供及び実態調査等の取り扱い）について」（平成 23 年 7 月 1 日付け基労補発 0701 第 1 号）の記の 4「業務統計報告」により別途指示するとしていたが、今後は下記のとおり適切に対応されたい。

記

1 集計対象

労災診療費、労災薬剤費、アフターケア委託費、二次健康診断等費用及び労災訪問看護費用のレセプト審査による以下の件数を各月（下記 2 参照）ごとに集計すること。

また、本件数は、労災診療費審査体制等充実強化対策事業が廃止され、労災診療費審査業務が各労働局に集約された月から集計すること。

（1）疑義付箋添付件数

疑義付箋を添付したレセプトの件数

（2）付箋添付理由項目別内訳件数

上記（1）に係る疑義付箋の「医療担当責任者了承」欄に記した「単純な請求誤」、「解釈誤」、「行政判断」及び「医学的判断」の 4 項目別の、増額・減額査定別の疑義件数（なお、二次健康診断等費用は「単純な請求誤」、「解釈誤」及び「行政判断」の 3 項目となる。）

（注）1 項目別分類は「労災診療費審査点検等事務取扱手引」のⅢ－2－（2）をはじめ、各事務取扱手引を参照すること。

2 集計対象のレセプトは、労災診療費、労災薬剤費、アフターケア委託費及び二次健康診断等費用については、当月の間に支給又は不支給が確定したものであること。また、労災訪問看護費用については、当月の間に疑義が解消し労働基準監督署に回送したものであること。

2 対象別の1か月の考え方

上記1の集計に当たって、各対象の1か月は以下のとおりとする。

(1) 労災診療費、労災薬剤費及びアフターケア委託費

当月第1回目の支払データ締切日の翌日から翌月の第1回目の支払データ締切日までの間

(2) 二次健康診断等費用

当月の支払データ締切日の翌日から翌月の支払データ締切日までの間

(3) 労災訪問看護費用

暦日の1か月

3 報告時期等

毎月の集計結果を四半期ごとに別添の様式に取りまとめ、各四半期の翌月（4月、7月、10月及び1月）の末日までに、本省労働基準局労災補償部補償課医事係に報告すること。

なお、今年度分については、労災診療費審査業務が各労働局に集約された月から年度末（労働局に集約された月～平成24年3月）までを取りまとめ、平成24年4月30日までに報告すること（報告が困難と考えられる場合には、本省労働基準局労災補償部補償課医事係に相談すること。）。

(別 添)

疑義付箋添付件数等に係る報告

労働局

		疑義付箋添付件数	疑義件数				
				単純な請求誤	解釈誤	行政判断	医学的判断
労災診療費	月分		増額査定				
			減額査定				
	月分		増額査定				
			減額査定				
	月分		増額査定				
			減額査定				

		疑義付箋添付件数	疑義件数				
				単純な請求誤	解釈誤	行政判断	医学的判断
労災薬剤費	月分		増額査定				
			減額査定				
	月分		増額査定				
			減額査定				
	月分		増額査定				
			減額査定				

		疑義付箋添付件数	疑義件数				
				単純な請求誤	解釈誤	行政判断	医学的判断
アフターケア 委託費	月分		増額査定				
			減額査定				
	月分		増額査定				
			減額査定				
	月分		増額査定				
			減額査定				

		疑義付箋添付件数	疑義件数		
				単純な請求誤	行政判断
二次健康診断 等費用	月分		増額査定		
			減額査定		
	月分		増額査定		
			減額査定		
	月分		増額査定		
			減額査定		

		疑義付箋添付件数	疑義件数				
				単純な請求誤	解釈誤	行政判断	医学的判断
労災訪問看護費用	月分		増額査定				
			減額査定				
	月分		増額査定				
			減額査定				
	月分		増額査定				
			減額査定				